

兵庫地方最低賃金審議会
第2回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月26日（金） 10時00分～11時6分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	上林委員、三上委員
労働者代表委員	小菅委員、坂元委員、須藤委員
使用者代表委員	下岡委員、松下委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻となりましたので始めさせていただきます。 ただ今から、第2回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、千田委員及び中崎委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申し出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては、部会長にお願いいたします。 ○三上部会長 おはようございます。 それでは、議題に入りたいと思います。 前回9月1日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題（1）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。 今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まず、労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこか	

ら審議を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長

では、別室にてよろしくお願ひします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○三上部会長

それでは、審議を再開いたします。

では、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○坂元委員

労側委員の坂元です。私の方から、金額提示における考え方と金額について述べさせていただきます。

前回の必要性審議の中では、地賃の引き上げによる優位性の確保や特定最賃が適用される非正規雇用労働者や未組織労働者への継続した物価上昇に対する対応、それから人材確保と地域間格差の是正については、特に近隣の大阪府との金額差を埋め、働き手の流出を防止する必要がある。こういうことを述べさせていただきました。

そのもとで、具体的な金額改正にあたっての考え方については、はん用機械等製造業の特定最賃が現在 1,087 円であり、年間 2,000 時間働いて、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円にようやく届く水準であることや、国内・兵庫県における物価の継続的な上昇も踏えた改正が必要となります。

また、兵庫県製造業の 2025 年春闘における賃上げ率では全体計、300 人未満計ともに歴史的な賃上げとなった昨年以上の賃上げと賃金の底上げが図られ、これらを特定最低賃金が適用される非正規雇用労働者や未組織労働者へ波及させ、当該産業で働く方々の生活の安心・安定へ繋げる必要もあります。

さらに、地域別最低賃金がプラス 64 円となったことに対する特定最賃の優位性の確保や特定最賃における近隣の大阪府との差が現在 40 円あることでの人材流出の懸念を踏まえた改定が必要です。

以上を考慮したうえで、今年度の申出における最も低い労働協約額 1,165 円を踏まえ、具体的な改正額については、現行 1,087 円に対し必要な積上げ額を次の二つとします。

一つ目は、令和 7 年度兵庫県地域別最低賃金引上げ額がプラス 64 円であること。

二つ目は、地域間格差の是正と非正規雇用労働者や未組織労働者へ波及としてプラス

14 円。

現行の 1,087 円にプラス 78 円、1,165 円とします。

以上、今回のプラス 78 円の改正額について考え方を述べさせていただきました。

当該産業の賃金が、他産業と比較し魅力的でなければ、人材の確保、定着にも大きく影響を及ぼす可能性があることや、当該職種は専門性が求められることに加え、厳しい環境での作業も多いため、当然ながらそれに見合う水準であることが求められます。

今回の改正額に対しまして、我々に与えられた責務を今一度労使で再確認するとともに労使のイニシアティブを発揮し、議論を深めて参りたいと考えており、使用者側のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

それでは次に、使用者側委員からお願いします。

○松下委員

では、松下から御説明いたします。

使用者側としましては、やはりこの景気の中での企業の支払能力ということが、第一に考えなければいけないことだと思っております。

その中で賃金という重要な要素に対しての考え方というのは避けられないことですので、賃上げに対する納得できる根拠というものを今年も考えました。

ただ、なかなか実態と納得いくものというものが感覚的に厳しい状況だというのが個人的な感想なのですけれども、一つの考え方としてやはり今年の春闘の賃上げという実態を重視するべきではないかと思いました。そうしますと連合兵庫の第 7 回回答集計結果 300 人未満の今年の春闘が 5.06%ということですので、これを 1,087 円にかけますと 55 円。55 円というのが一つの目安の金額になると思いました。

これを昨年のはん用の増加額 52 円に比べると昨年よりも 3 円上がっているということで、これが一番実態に伴う賃上げの額、最賃の改定額ではないかと考えました。そのため使用者側としては、55 円プラスの 1,142 円を提示させていただきます。

○三上部会長

はい、ありがとうございました。

労使双方より、金額提示とそのお考えをお聞きしました。

確認ですが、

労働者側は、78 円引上げの 1,165 円、

使用者側は、55 円引上げの 1,142 円

という御提案ですね。

○労使委員

はい。

○三上部会長

労使双方の基本的な提示額をお聞きしましたが、その金額に開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。

では、最初に公益側と申し出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。

(第1回公労会議)

(第1回公使会議)

(第2回公労会議)

(第2回公使会議)

○三上部会長

それでは審議を再開いたします。

地賃の上げ幅プラス64円、全国的な目安のプラス63円を共に重視しながらどう決着を図るかというところまで双方の議論が詰まってきたような印象があります。

労働者側からさらなる金額提示をしていただきましたし、使用者側からもそれを受け止めお考えをお聞きしたところです。具体的な数字は控えますが、かなり共通認識と議論の焦点が絞られてきたような印象ですが、使用者側は、今日はお二人ですので委員三人が揃った段階で労使ともにお話をして労使のイニシアティブ、そして公益も含めた三者合意を図れるかを目指したいということです。

今日のところはそれぞれのお考えを理解し受け止め再考の努力をしていただく余地はあることにしても、今日結論を出すことは難しいということでしたので、次回、煮詰まってきた議論をもとに、合意が図れるか三者合意に至れるかというところをさらに公益も含めて努力をしたいと思います。

そういうことで、今日の議論はここまでにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○三上部会長

では次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長

はい。9月30日、火曜日、午前10時からこの場所で開催したいと思いますので、公開非公開の確認を併せて、御確認いただければと思います。

○三上部会長

では、次回は9月30日、火曜日、午前10時からの開催とします。

次回審議も、引き続き公開とします。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

御苦勞様でございました。

○各委員

ありがとうございました。

三上 喜美男

小菅 梨絵

松下 田佳子